

船舶事故調査報告書

平成27年1月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年2月21日 18時50分ごろ
発生場所	広島県呉市上蒲刈島南方沖 <small>かみかまがり</small> 呉市所在の <small>かもせ</small> 鴨瀬灯台から真方位280°5,000m付近 （概位 北緯34°09.1′ 東経132°42.2′）
事故調査の経過	平成26年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <small>はやし</small> 林丸、4.6トン EH3-46967（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 2.34m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、389kW（動力漁船登録票による）、平成12年4月16日 B 漁船 <small>えびす</small> 恵比須、0.9トン HS3-36399（漁船登録番号）、個人所有 6.17m (Lr) × 1.91m × 0.72m、FRP ガソリン機関、110kW（漁船原簿謄本による）、昭和61年8月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年12月2日 免許証交付日 平成25年11月8日 （平成30年12月1日まで有効） B 船長B 男性 26歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年2月26日 免許証交付日 平成22年2月26日 （平成27年2月25日まで有効） 甲板員B 男性 28歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 船首部が圧壊

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、漁場に向かうため、船長Aが、椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、約30～34ノットの対地速力で上蒲刈島南方沖を西進した。</p> <p>船長Aは、1.5海里レンジのレーダー画面を見て航行していたところ、船舶の映像が映っていなかったため、船首方向に航行の支障になる船はいないと思っていたが、平成26年2月21日18時50分ごろ、上蒲刈島南方沖において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、漁の時間調整を19時00分ごろまで行うため、上蒲刈島南方沖において、機関を中立運転にし、船首を東方に向けて漂泊を行い、船長Bが、操縦席後方に立ち、甲板員Bが、船長Bの左横に立っていた。</p> <p>船長Bは、船首方を見ながら甲板員Bと会話をしていたところ、B船の船首方にA船を認めた直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>甲板員Bは、衝突の衝撃でB船の左舷側から海に投げ出された。</p> <p>船長Aは、甲板員Bを助け上げてA船に乗せ、B船と共に自力航行して呉市呉港広区に入港した。</p> <p>甲板員Bは、船長Bからの連絡を受けた船長Bの家族が手配した救急車で病院に搬送されたが、19時35分死亡が確認され、頭蓋骨顔面部の多発骨折による出血性ショックと検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日没時刻：17時58分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、B船には灯火の設備があるが、本事故当時は無灯火であると思った。</p> <p>B船には、レーダー及び汽笛がなかった。</p> <p>甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A 不明、B 不明</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、上蒲刈島南方沖を西進中、船長Aが、船舶のレーダー映像を認めなかったため、船首方向に他船はいないと思っており、B船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、上蒲刈島南方沖で漂泊中、船長Bが、乗組員との会話に意識を集中していたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船及びB船の本事故当時の点灯状況については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Bの死因は、頭蓋骨顔面部の多発骨折による出血性ショック</p>

	であった。
原因	<p>本事故は、夜間、上蒲刈島南方沖において、A船が西進中、B船が漂泊中、船長Aが、船舶のレーダー映像を認めなかったため、船首方向に他船はいないと思っており、B船に気付かず、また、船長Bが乗組員との会話に意識を集中していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中においても周囲の見張りを適切に行うこと。